

社会福祉法人妻有福祉会副職員就業規則

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人妻有福祉会（以下「福祉会」という。）に勤務する副職員の労働条件、服務規律その他就業に関することを定めるものである。

2 この規則に定めのないことについては、労働基準法その他関係法令の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規則において、副職員とは、社会福祉法人組織および職務規程第7条第1項に規定された者をいう。

(規則の遵守)

第3条 福祉会および副職員は、この規則を守り、お互いに協力して業務の運営に当たらなければならない。

第2章 採用および労働契約

(採用)

第4条 福祉会は、就職希望者のうちから審査または選考して副職員を採用する。

2 副職員に応募する者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 履歴書および職歴証明書等

(2) 資格等の証明書の写し

3 副職員として採用された者は、次の書類を提出するものとする。

(1) 身元保証書・誓約書

(2) 健康診断書

(3) その他福祉会が必要と認めたもの

4 副職員として採用された者については、原則として採用日から3カ月間を試用期間とする。

(定年および継続雇用)

第5条 副職員の定年は満60歳とし、定年に達した日の属する年度の3月31日をもって退職とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該副職員が定年後も引き続き雇用されることを希望し、かつ、業務執行理事が継続雇用することが相当であると認めた場合は、満65歳に達した日の属する年度の3月31日までこれを継続雇用する。

(配置転換および休職等)

第6条 福祉会は、業務の必要があるときは、本人の同意を得た上で、業務の場所や内容の変更を命ずることができる。

2 次の各号の全てに該当する者を正職員に任用することができる。なお、転換時期は随時とする。

(1) 正職員への転換を希望し、正職員の就業時間で勤務できる者

(2) 勤続が3年以上の者または福祉系国家資格を取得している者

(3) 所属長の推薦がある者

(4) 所定の面接を受け、これに合格した者

3 副職員に対して休職は認めない。ただし、業務執行理事が認めた場合を除く。

(労働時間等の明示)

第7条 福祉会は、副職員の採用に際しては、労働条件通知書を明示するものとする。

第3章 服務規律

(服務)

第8条 副職員は、業務の正常な運営を図るため、福祉会の指示命令を守り、誠実に服務を遂行するとともに、次の各事項をよく守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。

- (1) 福祉会の名誉または信用を傷つける行為をしないこと。
- (2) 福祉会の業務上の事項を他に漏らさないこと。なお、退職後においても同様とする。
(個人情報保護に関する規則、細則の遵守)
- (3) みだりに自己の都合により職務を休んだり、勤務時間中職務を離れないこと。
- (4) 職務を利用して自己の利益を図り、また不正な行為を行わないこと。
- (5) 許可なく職務以外の目的で福祉会の施設、物品等を使用しないこと。

第4章 就業時間、休息および休日

(労働時間および休憩)

第9条 労働時間は、1日8時間以内とし、始業および終業の時刻並びに休憩時間は、別表1の時刻を基準にして、労働条件通知書等によって個人ごとに定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業および終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ、または繰り下げることがある。
- 3 休憩時間は、自由に利用することができる。

(休日)

第10条 休日は、毎月1日を起算日として4週間ごとに8日、1日6時間未満の勤務者の場合は少なくとも4週間ごとに4日とし、各人ごとの休日は別に定める勤務割表により、1カ月前までに通知することを原則とし、遅くとも2日前までに通知する。

- 2 前項の休日は、1週間において少なくとも2日、時間給採用者で労働時間が週40時間未満の場合は少なくとも1日を確保するものとする。

第11条 前条の休日については、業務の都合により必要やむを得ない場合はあらかじめ他の日と振り返ることがある。ただし、休日は4週間を通じ8日、時間給採用者で労働時間が週40時間未満の場合は少なくとも4日を下回らないものとする。

(時間外・休日労働)

第12条 福祉会は、第9条で定める労働時間を超えて労働させ、また第10条で定める休日に労働させないものとする。

- 2 前条の規定にかかわらず、業務の都合上、やむを得ない場合には、36条協定を超えない範囲内で労働させることができる。

第5章 休暇等

(年次有給休暇・特別休暇・療養休暇・育児休暇・介護休業・育児時間)

第13条 副職員の年次有給休暇は別表2のとおり付与する(採用初年度は採用月により調整を行う)。なお、10日以上付与された職員については、その職員の意思を聴取した上で、付与日から1年以内に5日以上取得させるものとする。

- 2 年次有給休暇を取得しようとするときは、その期日を指定して事前に届け出るものとする。
- 3 副職員が指定した期日に年次有給休暇を与えると事業の正常な運営に著しく支障があると認められるときは、他の日に変更することがある。
- 4 年次有給休暇の日数のうち、その年度に使用しなかった日数は翌年度にかぎり繰り越すことができる。
- 5 特別休暇は、労働時間が週30時間未満の勤務者には、業務執行理事の判断により、週30時間以上の勤務者には、社会福祉法人妻有福祉会就業規則に準じて付与することができる。
- 6 療養休暇は、労働時間が週30時間未満の勤務者には、業務執行理事の判断により、週30時間以上の勤務者には、社会福祉法人妻有福祉会就業規則に準じて付与することができる。
- 7 育児休暇、介護休業については、社会福祉法人妻有福祉会育児・介護休業等に関する規則により与えることができる。
- 8 育児時間の取得時間は通常の勤務をしたものとみなす。

第6章 賃 金

(賃金)

第14条 副職員の基本給は、別表3のとおりとする。

- 2 副職員に対し、次の各号に掲げる手当を支給する。
 - (1) 扶養手当 扶養親族のある職員に対して支給する。その基準及び金額は、社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定を準用し、週30時間未満の勤務者には、その勤務時間の常勤換算率を乗じた金額を支給する。
 - (2) 時間外勤務手当 1日8時間を超えて労働させたときは、その時間について基本給、資格手当および処遇改善手当の合計額の25%増しに当たる金額を支給する。なお、深夜時間（午後10時から翌日午前5時までの間）については50%増しとする。
 - (3) 休日勤務手当 法定休日に労働させたときは、その時間について基本給、資格手当および処遇改善手当の合計額の35%増しに当たる金額を支給する。なお、深夜時間（午後10時から翌日午前5時までの間）については60%増しとする。
 - (4) 夜勤手当 勤務1回につき次の算式により算出した額に定額分 2,500円を加算した額を支給する。
 基本給÷勤務時間×0.25×深夜勤務（実働）時間
 （深夜時間とは10時から翌日午前5時までの間）
 - (5) 早出手当 調理業務に従事する職員で、朝6時以前からの勤務を行う者に対して、1回につき700円を支給する。
 - (6) 通勤手当 通勤距離片道2km以上で車両または交通機関を利用して通勤する場合に次の表の区分により支給する。

区 分	距離区分等	金額等
原則週30時間未満の勤務者 (所定書式による届出必要)	5 km 未満	1日100円
	10 km 未満	1日150円
	15 km 未満	1日250円
	20 km 未満	1日300円
	25 km 未満	1日400円
	以降5 km増す毎に50円を加算	

原則週30時間以上の勤務者 (所定書式による届出必要)	社会福祉法人妻有福祉会給与規程に準ずる
--------------------------------	---------------------

- (7) 住居手当 自ら居住するため住居を借り受け家賃等を支払っている職員に対して支給する。その基準及び金額は、社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定を準用し、週30時間未満の勤務者には、その勤務時間の常勤換算率を乗じた金額を支給する。
- (8) 処遇改善手当及び処遇改善調整手当 次に掲げる交付対象者に対して処遇改善手当を支給し、処遇改善手当対象であった者が異動した場合に、処遇改善調整手当を支給する。なお、その基準及び金額は、社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定を準用し、その勤務時間の常勤換算率を乗じた金額を支給する。
- ア 通所介護（予防含む）事業 介護員
イ 訪問介護（予防含む）事業 訪問介護員
ウ 短期入所生活介護（予防含む）事業 介護員
エ 障がい福祉サービス事業所エンゼル妻有 サービス管理責任者、職業指導員生活支援員、就労支援員、地域移行支援員
- (9) 資格手当 専門的資格を有する職員に資格手当を支給する。その基準及び金額は、社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定を準用し、その勤務時間の常勤換算率を乗じた金額を支給する。
- (10) 期末手当 期末手当の支給基準および支払日等は別表4のとおりとする。
- (11) 計画作成手当 介護支援計画、サービス等、利用計画等報酬の伴うサービス計画を作成したとき、1件（国保連請求を行ったものに限る）につき500円を支給する。なお、毎月末日までの分を翌月給与支給日に支払う。
- (12) 休業手当 職員が施設の責任に帰すべき事由により休業したときは、休業期間につき労働基準法第12条の規定に基づく平均賃金の100分の60を支給する。
- 2 前項における常勤換算率とは、手当支給の算定期間における実勤務時間総数を当該期間における常勤職員の所定労働時間総数で除し、小数点以下第二位を四捨五入して得た数をいう。
- 3 自家用車を使用してのヘルパー業務の副職員に対して、派遣先までの往復距離の1ヶ月の合計距離数に社会福祉法人妻有福祉会職員旅費規程第11条の2第1項第1号に規定する単価を乗じて得た額を支給する。往復距離の算定にあたっては社会福祉法人妻有福祉会職員旅費規程の規定を準用する。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定に規定する副職員の基本給は別表5のとおりとし、期末手当の額は、定年の属する年度に支給された期末手当の総額を超えないものとする。ただし、支給された期末手当の額が別表5に定める上限基準による金額を超える場合は、当該上限基準を適用する。
- (休暇等の賃金)
- 第15条 第13条で定める年次有給休暇、特別休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。
- (賃金および諸手当の支払い)
- 第16条 日給および時給による職員の賃金および諸手当（支払日が規定されているものを除く。以下同じ。）は、当月末日までの分について、翌月21日（支払日が休日に当たる場合は前日または前々日）に本人名義の預金口座に全額振り込み支払うものとする。また、月給による職員の賃金および諸手当は、社会福祉法人妻有福祉会給与規程に準じた支払日とする。

(退職)

第17条 副職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- (1) 第5条で定める定年に達したとき、または同条第2項で定める継続雇用期間が満了したとき
- (2) 本人の都合により退職を申し出て福祉会が認めたとき、また退職の申し出をしてから14日を経過したとき
- (3) 本人が死亡したとき

(解雇)

第18条 副職員が、次のいずれかに該当するときは解雇する。この場合においては30日前までに予告をする。

- (1) 事業の休廃止または縮小その他事業の運営上やむを得ないとき
- (2) 本人の身体または精神に障害があり、医師の診断に基づき業務に耐えられないと認められたとき
- (3) 勤務成績が不良で就業に適しないと認められたとき
- (4) 前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき

2 次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とし、即時解雇する。

- (1) 刑事事件により起訴されたときおよび著しく福祉会の名誉もしくは信用を傷つけたとき
- (2) 故意または重大な過失により福祉会に損害を与えたとき

第7章 福利厚生等

(福利厚生)

第19条 福祉会は、福利厚生施設の利用および行事への参加については、正規職員と同様の取り扱いをするように配慮する。

(雇用保険等)

第20条 福祉会は、雇用保険、健康保険、厚生年金保険の被保険者に該当する副職員については、必要な手続きをとる。

第8章 安全衛生および災害補償

(安全衛生の確保)

第21条 福祉会は、副職員の安全衛生教育、健康診断の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 副職員は、安全衛生に関する法令、規則並びに福祉会の指示を守り、福祉会と協力して労働災害の防止に努めなければならない。

(健康診断)

第22条 引き続き1年以上雇用され、また雇用することが予定されている者に対しては、毎年定期的に健康診断を行う。

(災害補償)

第23条 副職員が業務上の事由で負傷し、疾病にかかり、または死亡した場合は労働者災害補償保険法に定める保険給付を受けるものとする。

2 副職員が業務上負傷しまたは疾病にかかり、休業する場合は週30時間未満の労働契約者には最初の3日間について福祉会は平均賃金の60%の休業補償を行う。

3 週30時間以上の勤務者には、社会福祉法人妻有福祉会就業規則を準用する。

(業務外の傷病)

第24条 副職員が業務外の傷病にかかったときは、健康保険法による保険給付を受けるものとする。ただし、被保険者でないものは除く。

(規定のない事項)

第25条 この規則に規定されていない事項については、社会福祉法人妻有福祉会就業規則及び社会福祉法人妻有福祉会給与規程を準用する。

(退職金)

第26条 退職金は原則として支給しない。ただし、新潟県民間社会福祉職員退職積立基金制度に加入した場合は支給する。細部は新潟県民間社会福祉職員退職積立基金規程および実施細則による。

2 加入できる期間は満60歳の年度末とする。

(施行期日) (平成17年5月25日議決)

第27条 この就業規則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則 (被服手当の創設)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則 (処遇改善手当の創設)

この規則は、公布の日から施行し平成21年12月1日から適用する。ただし、処遇改善手当は、平成21年12月1日から平成24年5月31日までの適用とする。

附 則 (早出手当の創設)

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (資格手当の創設・休暇等の改正・基本給改正・通勤、期末手当改正)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (時間給採用者の休日変更・報奨の創設)

この規則は、議決の日から施行し平成23年10月1日から適用する。

附 則 (夜勤手当・早出手当・処遇改善手当の改正)

1. この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2. 改正後の附則の内容は、「この規則は、公布の日から施行し平成21年12月1日から適

用する。」とする。

附 則 (期末手当支給基準の変更)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (勤務時間・リーダー等の変更および追加)

この規則は、平成25年1月1日から施行する。ただし、期末手当については平成24年10月1日から適用する。

附 則 (休業手当の追加・別表改正)

この規則は、議決の日から施行し平成25年6月1日から適用する。

附 則 (雇用年齢の制限・休職・語尾の統一)

この規則は、議決の日から施行し平成26年4月1日から適用する。

附 則 (就業時間の表改正)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (表題の改正、被服・早出手当の廃止等)

1 この規則は、平成27年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に決定された基本給は、なお契約の終了日までその効力を有する。

附 則 (資格手当の改正)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (看護職給与の改正)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。改正前に行われた勤務等に対する賃金および諸手当の支払いは、なお従前の例による。また、改正前から在籍していた副職員の雇用期間については、その採用日または正職員からの転換日から起算する。

2 移行調整一時金として、副職員に採用または転換前に当法人の正職員であった者に対し、正職員であった年数(端数がある場合は、切り捨て)に1万円を乗じた額を平成30年4月分の給与に加えて支給する。

3 平成30年4月1日時点で、現に第5条第2項の規定による継続雇用の期間にある者の期末手当については、別表5の期末手当上限基準を適用する。ただし、勤続3年未満の職員の期末手当については、勤続2年以上3年未満の期末手当基準を適用する。

4 平成30年6月に支給される期末手当は、改正前の基準により平成29年12月1日から平成30年3月31日までの勤務状況に応じて算出した金額と、改正後の基準により平成30年4月1日から平成30年5月31日までの勤務状況に応じて算出した金額との合計額を支給する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、議決の日(平成30年6月6日)から施行し、平成29年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、議決の日(平成30年9月21日)から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、議決の日(令和元年6月5日)から施行し、令和元年10月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正前の規則において、訪問介護の月給職員であった職員の基本給については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 9 条関係)

副 職 員 の 就 業 時 間 等 の 配 置

主な職種	始業時間	終業時間	勤務時間		
			勤務	休憩	計
調理員	6:00	15:00	8:00	1:00	9:00
	9:15	18:15	8:00	1:00	9:00
	10:15	19:15	8:00	1:00	9:00
デイ介護員	8:00	17:15	8:00	1:15	9:15
日勤職員	8:30	17:30	8:00	1:00	9:00
養護介護員	7:00	16:00	8:00	1:00	9:00
	8:30	17:30	8:00	1:00	9:00
	9:45	18:45	8:00	1:00	9:00
デイパート介護員	9:00	16:15	6:00	1:15	7:15
養護介護等補助	8:45	16:00	6:00	1:15	7:15
パート介護員	7:00	12:00	5:00		5:00
	14:00	19:00	5:00		5:00
	9:30	12:30	3:00		3:00
養護夜勤採用	17:00	8:30	12:00	3:30	15:30

別表2（第13条第1項 年次有給休暇関係）

年次有給休暇付与日数表

採用月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月						
付与日	初年度目												2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目以降
	4月採用日	5月採用日	6月採用日	7月採用日	8月採用日	9月採用日	10月採用日	11月採用日	12月採用日	1月採用日	2月採用日	3月採用日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
週30時間以上または週所定労働日数が5日以上の職員	10	9	8	8	7	6	5	4	3	3	2	1	11	12	14	16	18	20

付与日		初年度目						2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目以降
		10月1日						4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日
週所定労働日数	1年間の所定労働日数												
4日	169日～216日	7					8	9	10	12	13	15	
3日	121日～168日	5					6	6	8	9	10	11	
2日	73日～120日	3					4	4	5	6	6	7	
1日	48日～72日	1					2	2	2	3	3	3	

付与日				2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目	7年度目	8年度目以降
				4月1日						
週所定労働日数	1年間の所定労働日数									
4日	169日～216日			7	8	9	10	12	13	15
3日	121日～168日			5	6	6	8	9	10	11
2日	73日～120日			3	4	4	5	6	6	7
1日	48日～72日			1	2	2	2	3	3	3

別表3（第14条第1項 基本給関係）

<一般職種>

時給基準額算定表

引上げ額	係数	備考
0～9円	1.09	前年10月の最低賃金（新潟県）の引上げ額に該当する係数に、最低賃金を掛けたものを翌4月から1年間の時給基準額とする。
10～19円	1.08	
20～29円	1.07	
30～39円	1.06	
40～49円	1.05	
50円～	1.04	

各基準額の設定	月給職員 (常勤副職員)		日給職員				時給職員	
	時給基準額×160		右記以外の職種 時給基準額×8 (10円未満四捨五入)		夜間介護員 時給基準額×13.5 (10円未満四捨五入)		時給基準額 (1円未満四捨五入)	
勤続年度 採用月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月	4～9月	10～3月
初年度	基準額	-500円	基準額	-30円	基準額	-30円	基準額	-3円
2年度	+1000円		+50円		+50円		+6円	
3年度	+2000円		+100円		+100円		+12円	
4年度	+3000円		+150円		+150円		+18円	
5年度	+4000円		+200円		+200円		+24円	
6年度	+5000円		+250円		+250円		+30円	
7年度	+6000円		+300円		+300円		+36円	
8年度	+7000円		+350円		+350円		+42円	
9年度	+8000円		+400円		+400円		+48円	
10年度	+9000円		+450円		+450円		+54円	
11年度	+10000円		+500円		+500円		+60円	
12年度	+11000円		+550円		+550円		+66円	
13年度	+12000円		+600円		+600円		+72円	
14年度	+13000円		+650円		+650円		+78円	
15年度	+14000円		+700円		+700円		+84円	
16年度～	+15000円		+750円		+750円		+90円	

<その他の職種>

職 種	支給区分	基準額	備 考
訪問介護	時 給 (サービス提供時)	一般職種の時給基準額×1.6	月100時間を上限とする
	時 給 (上記以外)	一般職種の時給基準額-20円	
	月 給	一般職種の月給職員と同様の取り扱い	
看護師等資格を必要とする職種及び資格により利用者処遇に貢献する職種		日給、時給ともに周辺他社会福祉法人を参考として決定する。	
障がい者を採用した場合		日給、時給ともに本人の状態を参考として決定する。手当の支給についても同様とする。	

- 注 1 日給職員の勤務1時間当たりの給与額は日額を8で除して得た額とする。
 2 勤続・雇用期間は、副職員に採用又は任用替えされた日付から起算する。(他別表についても同じ)
 3 その他の職種については、勤続年度に応じて基本給を加算することができる。

別表4（第14条第2項(7) 期末手当関係）

（支給基準）

次に定められた金額を上限額として支給する。

①常勤職員 下表の通り

勤続年度	6月	12月
初年度	0	0
2年度	(右表の額)	40,000
3年度	40,000	47,000
4年度	47,000	54,000
5年度	54,000	61,000
6年度	61,000	68,000
7年度	68,000	75,000
8年度	75,000	82,000
9年度	82,000	89,000
10年度	89,000	96,000
11年度	96,000	103,000
12年度	103,000	110,000
13年度	110,000	117,000
14年度	117,000	124,000
15年度	124,000	131,000
16年度～	131,000	138,000

採用月	金額
4月採用	39,500
5月採用	39,000
6月採用	38,500
7月採用	38,000
8月採用	37,500
9月採用	37,000
10月採用	36,500
11月採用	36,000
12月採用	35,500
1月採用	35,000
2月採用	34,500
3月採用	34,000

②時給、日給（夜間介護員を除く） 上表の該当金額×常勤換算率（基準日前6ヶ月間の平均値）

③日給（夜間） 上表の該当金額×常勤換算率（基準日前6ヶ月間の平均値）×1.7

（支給条件）

勤務実績が勤務予定日数の9割以上は満額、8割以上は満額の80%、7割以上は満額の60%とする。なお、年次有給休暇、特別休暇は勤務日とする。

（支給日）

社会福祉法人妻有福祉会給与規程に規定する賞与の支給日を準用する。

（その他）

上記に記載されていないものは社会福祉法人妻有福祉会給与規程の規定を準用する。

別表5（第14条第3項 継続雇用者の基本給、期末手当関係）

<定年後の基本給等>

	月給	日給		時給
		(右記以外の職種)	(夜間介護員)	
基本給	別表2の一般職種における各基準額			
期末手当	6月	68,000円	左記単価に基づいて、別表3に規定する換算 によって得られる額	
上限基準	12月	75,000円		

※継続雇用期間中は、一定額とする。